

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市保健福祉局障がい福祉課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について（通知）

2019年度障がい福祉サービス等報酬改定において創設され、2019年10月から適用される「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下「特定加算」という。）について、当該加算を算定しようとする事業者は、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年5月17日付障障0517第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（以下「厚生労働省通知」という。）、「2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1（令和元年5月17日付）」を十分に確認のうえ、下記のとおり必要書類を8月30日までにご提出ください。

記

1 提出期限

令和元年8月30日（金）（必着）

※期限後も随時受け付けますが、加算の算定は提出月の翌々月からとなります。

2 届出に必要な書類（提出書類）

- (1) 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算 チェックリスト
- (2) 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書【別紙様式1】
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2】
- (4) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）【別紙様式2（添付書類1）】
- (5) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（都道府県内一覧表）【別紙様式2（添付書類2）】
- (6) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）【別紙様式2（添付書類3）】
- (7) 令和元年度職員分類の変更特例に係る報告【別紙様式2（添付書類4）】

※（5）（6）（7）は該当がある場合のみ提出

※提出様式については、下記ホームページ掲載場所よりダウンロードすることができます。

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 2 指定申請・変更届関係（指定障がい福祉サービス事業者等）

3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の作成

厚生労働省通知の2.「(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の作成」（通知の3ページから7ページ）に従い作成してください。

4 留意事項

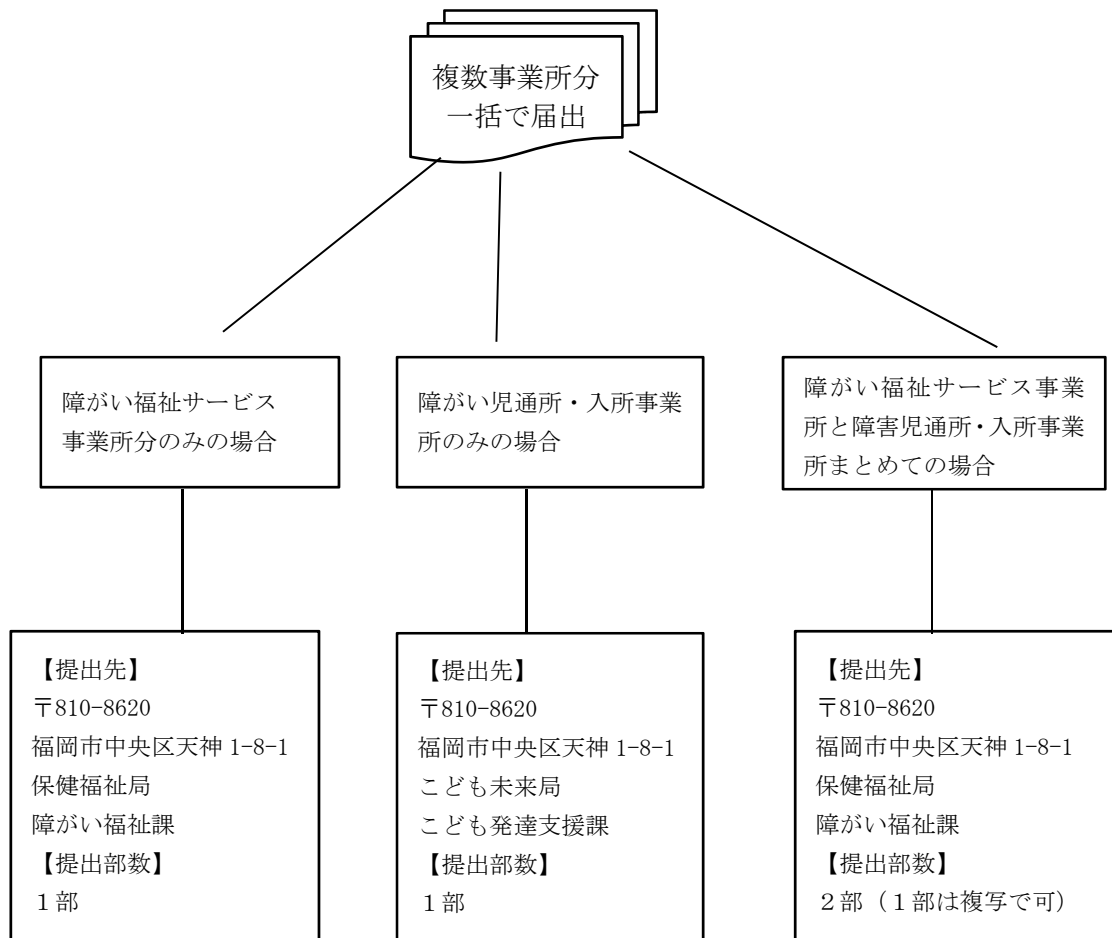
- (1) 特定加算を算定する事業者は、賃金改善額が当該加算額を上回る必要があります。
- (2) 年度途中の申請のため、10月からの適用の届出の場合は、「加算の見込み額」や「賃金改善の見込み額」をすべて6ヶ月で計算してください。
- (3) 届出の内容に変更が生じた場合は、ホームページから変更届出をダウンロードし、変更月の前々月末日までに提出して下さい。

5 提出先

(1) 障害福祉サービス事業所等(福岡市指定分)ごとに提出する場合
当該障害福祉サービス事業所等の指定を行った窓口(所管課)に提出

(2) 複数の障害福祉サービス事業所等を福岡市内に有し、一括で届出の場合
複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人で、障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合や、同一の就業規則等により運営されている場合には、届出書は一括して作成することが可能。一括して作成する場合は、作成した届出書類の複写を、障害福祉サービス事業所等の指定窓口(所管課)の数だけ用意し、下記のフロー図のとおり、提出

(1)(2)の本市提出先等は、以下のフローで確認してください。



お問い合わせ・提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

福岡市保健福祉局障がい福祉課

電話番号：711-4249 担当：松澤，樋口，紙本

福岡市子ども未来局子ども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：長谷川，坂田